

国土交通省国土地理院測量業務 競争参加資格審査申請書作成の手引き

(平成27・28年度版)

目 次

第1 平成27・28年度資格審査について

1 インターネット一元受付	2
2 受付期間	2
3 審査基準日	2

第2 有資格業者名簿への登録及び公表

1 有資格業者名簿への登録及び公表	4
2 情報公開法の施行	4

第3 登録申請の手順

1 登録申請前の確認（欠格要件）	6
2 申請書類の作成	8
(1) 申請書類	8
(2) 提出部数	9
(3) 申請に当たっての基本的注意事項	9
3 申請書類の提出、受付	12
(1) 申請方法	12
(2) 申請書類の提出先	12
(3) 申請に当たっての注意事項	13
4 資格審査	13
(1) 測量作業種別の区分	13
(2) 総合点数の算定方法	14
5 資格認定の通知	15
6 申請した事項の変更等の届出	15

第4 申請書及び作成の方法

1 会社・個人営業所の場合	20
1 提出書類	20
2 提出書類の様式及び記載（入力）要領	21
(様式1-1)	21
(様式1-2)	23
(様式1-3)	25
(様式2)	26
(様式3)	28
(様式特1)	28
(様式特2)	28
2 共同企業体の場合	35
3 事業協同組合の場合	38

第 1 平成 27 ・ 28 年度資格審査
について

第1 平成27・28年度資格審査について

1. インターネット一元受付

平成27・28年度定期の資格審査においても、インターネットによる一元受付に参加し、申請者の利便性の向上を図ります。なお、国土地理院特有の様式（入力画面）がありますので、申請にあたってはご注意ください。

なお、共同企業体等については、インターネットによる受付はできませんのでご注意願います。

※(参考)【資格審査（インターネット一元受付 メインメニュー）】<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

2. 受付期間

(1) 定期審査

① インターネット方式

平成26年12月1日（月）から平成27年1月15日（木）まで。

1) パスワード発行申請受付期間 平成26年11月4日（火）～平成26年12月26日（金）

2) 申請書データ作成システムダウンロード期間

平成26年11月4日（火）～平成27年1月15日（木）

3) 申請用データ受付期間 平成26年12月1日（月）～平成27年1月15日（木）

② 文書郵送方式

平成26年12月1日（月）から平成27年1月30日（金）まで（当日消印有効）。

※今回は、持参方式による受付は行いませんのでご注意願います。

(2) 随時審査

平成27年2月2日（月）から平成29年3月31日（火）まで随時、受付を行います。

なお、文書郵送方式または文書持参方式のみでの申請となります。

3. 審査基準日

競争参加資格審査の審査基準日の考え方は、次のとおりです。

① 審査基準日

資格審査申請日の直前の事業年度の終了日（提出された財務諸表の決算日）

② 申請項目毎の対象期間等

申請項目	申請様式	対象期間（申請書作成の基準時点）
年間平均実績高	様式1-2	審査基準日の直前2年間における各事業（営業）年度
自己資本額	様式1-3	審査基準日の直前の事業（営業）年度の決算
有資格者数	様式1-2	審査基準日におけるもの
営業年数	様式1-3	測量業の開始日から審査基準日まで （※1年未満の端数切り捨て）
実務経歴年数	様式2	資格取得後から審査基準日までの実務に従事した期間 （※1年未満の端数切り捨て）

第 2 有資格業者名簿への登録及び公表

第2 有資格業者名簿への登録及び公表

1 有資格業者名簿への登録及び公表

国土地理院の測量業務の受注を希望する者は、国土地理院が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。この「有資格業者名簿」は2年ごとに更新されることとなっており、登録を希望する者は、あらかじめ「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」を国土地理院に提出し、国土地理院の審査を受けた後、「有資格業者名簿」に登録されます。

また、国土地理院が所掌する測量業務には、4つの測量業務種別(基準点測量、写真測量、地図調製、地理調査)(14ページ参照)があり、測量業務の発注によっては、業務内容が複数の業務種別にまたがるケース(例えば、写真測量と地図調製、地理調査と写真測量及び地図調製など)もあります。このような場合には、有資格者名簿において当該複数の業務種別に登録されている業者を指名の対象としていますので、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」の提出にあたっては、希望する測量業務種別について十分にご検討ください。

国土地理院では入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者名簿」を次のとおり公表しています。公表の内容及び方法については、以下のとおりです。

(1) 公表の内容

- ・商号又は名称
- ・住所、電話番号
- ・総合点数(業務種別ごと)
- ・順位(業務種別ごと)等

(2) 公表の方法

- ・本院及び各地方測量部(沖縄支所含む。)での閲覧。

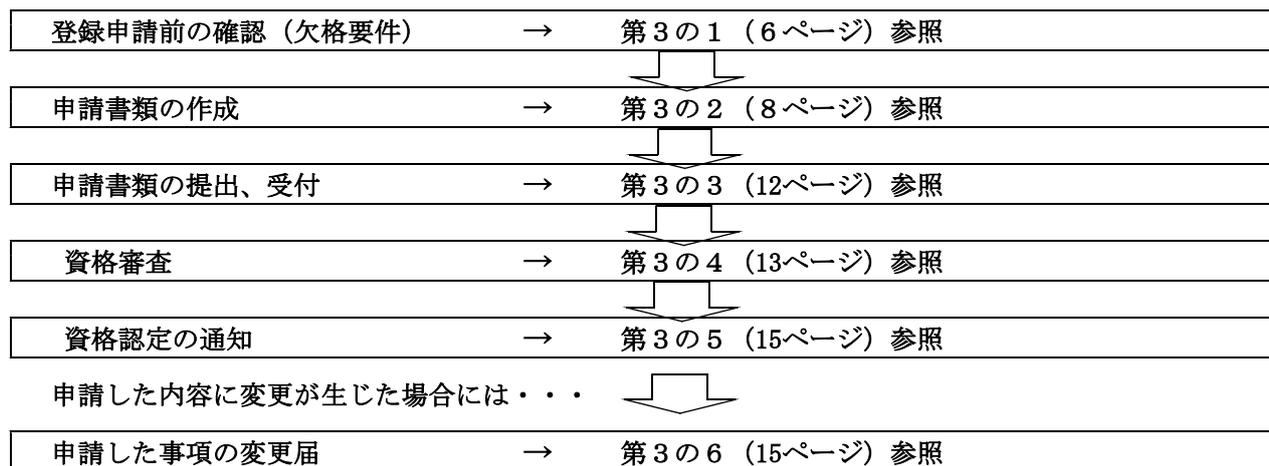
2 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)の施行に伴い、平成13年4月1日以降は、行政機関(例:国土地理院本院及び各地方測量部等)が取得した文書(例:資格審査申請書類など)は、開示請求者(例:測量会社、個人など「法人・個人」を問わない。)からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、国土地理院においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

第3 登録申請の手順

第3 登録申請の手順



1 登録申請前の確認

次の欠格要件に該当する者は、資格審査申請書を提出できません。また、登録後に該当することになった場合には、資格が取り消されることもあります。

<欠格要件>

国の契約等について定めた会計法令（昭和22年法律第35号）に基づき、国土交通省国土地理院においては、「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」等を定め、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項に該当し、次の各号に該当すると認められる者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代金の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ト イ～への規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5による測量業者としての登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）
- ⑥ 測量業務種別ごとに測量業務種別資格基準（次頁表）に定める技術者を有しない者
- ⑦ 申請者が共同企業体である場合にあつては、その構成員に①～⑤（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合は①～④）までに該当する者を含むもの（共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。）

測量業務種別資格基準

業務種別	内 容	資 格 基 準
基準点測量	技 術 者	次の（イ）に該当する者を4名以上（その内、2名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ） 基準点測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ） 基準点測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
写真測量	技 術 者	次の（イ）に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ） 写真測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ） 写真測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地図調製	技 術 者	次の（イ）に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ） 地図調製に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ） 地図調製に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地理調査	技 術 者	次の（イ）に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ） 地理調査に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ） 地理調査に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者

※1 「技術者」の欄における実務経験年数のカウントは、上記に掲げる業務種別に関するもので、測量士にあつては測量士の資格取得後、測量士補にあつては測量士補の資格取得後の実務経験年数です。

2 申請書類の作成

※ 申請書類の記入方法、詳細については第4（19ページ以降）を参照のこと。

(1) 申請書類

	申請書類名	様式番号	留意事項
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1 様式1-2 様式1-3	
	② 技術者経歴書(合計/測量士/測量士補)	様式2	
	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は常時契約を締結する営業所で、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限る。
	④ 業態調書(測量)	様式特1 様式特2	
添付書類	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください。(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>
	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限り、発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>
	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、申請する日の審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、申請する日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)
	⑧ 納税証明書その3等(写し)	—	○ 申請日直前1年間における法人税(法人の場合)、申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書(11ページ参照) ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>
	⑨ 共同企業体協定書(写しでも可)	—	○ 申請者が共同企業体である場合に限り、共同企業体の名称は、その構成員の会社名等を使用し、簡潔な名称としてください(株式会社、コンサルタント等は省略してください)。
	⑩ 官公需適格組合証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が事業協同組合である場合に限り、
	⑪ 事業協同組合定款等(写しでも可) 事業協同組合役員・組合員名簿	— —	○ 申請者が事業協同組合である場合に限り、(組合員名簿については11ページ参照)
	⑫ 任意集計表	—	○ 申請者が「共同企業体」又は「事業協同組合」である場合に限り、 ○ 様式1-2・1-3・特1の各項目を共同企業体又は事業協同組合として集計した表(様式は任意で)

		す。)
⑬ 委任状 (正)	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。

○ 上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための官製葉書又は52円切手を貼った葉書(次頁参照)1通(申請者の住所等が記載されているもの)が必要となります。

○ 実際に提出が必要な書類は、申請者により異なりますので、次に記載したページを必ず確認して下さい。

会社、個人営業所	第4申請書及び作成の方法、1 会社・個人営業所の場合 (20ページ)
共同企業体	第4申請書及び作成の方法、2 共同企業体の場合 (35ページ)
事業協同組合	第4申請書及び作成の方法、3 事業協同組合の場合 (38ページ)

(2) 提出部数

CD 1枚

申請書類等 1部

※ 上記(1)の①～④まではCDに入力(ファイル名を「〇〇測量」等の会社名にして保存してください。)し、申請書類を出力して代表者印を忘れずに押印した申請書類とCDを併せて提出してください。

※ なお、提出する申請書類、CDは、必ずコピーして、申請者の控えとして保存してください。

(3) 申請に当たっての基本的注意事項

① 提出書類の入力にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、審査基準日現在の状況で入力してください。特に技術者経歴書の実務経験年数は申請日に在職する技術者について、審査基準日までの年数を入力してください。

(営業所一覧表は申請日の状況で入力してください。)

② 提出書類は、P8 2 申請書類の作成(1)①～③の順番にそろえて、「A4版S型のファイル」(グリーン購入法適合品)に綴じて提出してください。

その際、ファイルの背表紙に申請者の商号等を明記してください。

※ファイルの色の指定は、ありません

③ 郵送後、2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の連絡がない場合には、国土地理院にお問い合わせ下さい。

④ 不備があった場合には、「不受理通知」を発送します。

申請書類に不備があった場合には、「不受理通知」を発送します。「不受理通知」を受け、既申請内容の補正を希望される方については、所定期間内に申請内容について補正していただかないと、定期受付での競争参加資格認定はできなくなります。

<問い合わせ先> 国土地理院総務部契約課調査係

029-864-4405 (直通)

029-864-6579 (直通)

029-864-1111 (代) (内線2454・2455)

受付通知票
(表)

郵便はがき

52円切手				-				
-------	--	--	--	---	--	--	--	--

〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇

(株) △△測量 御中

(裏)

空欄

⑧ 納税証明書その3等

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書。	○	○

【注意事項】

- ※ できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。
- ※ 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。
- ※ なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

⑩ 事業協同組合役員・組合員名簿

事業協同組合役員・組合員名簿					
組合員（会社）名	代表取締役氏名	組合における役職	住所	電話	FAX
A 測量(株)	筑波一郎	理事長	〒0000-0000 00県00市00町1番	000-000 -0000	000-000 -0000
B コンサルタント(株)	茨城二郎	理事	〒0000-0000 00県00市00町1番	000-000 -0000	000-000 -0000
C 設計(株)	関東三郎	監事	〒0000-0000 00県00市00町1番	000-000 -0000	000-000 -0000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【注意事項】

- ※ 「事業協同組合役員・組合員名簿」については、上記の様式を参考に作成してください。
- ※ 審査対象となる組合員だけでなく、事業協同組合に属するすべての組合員について記載してください。
- ※ 事業協同組合における平成27・28年度の資格審査の認定後に、当該事業協同組合の組合員に変更（新規加入、脱退）が生じた場合には、必ず変更後の「事業協同組合役員・組合員名簿」を提出してください。

3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。それ以降でも、国土交通省国土地理院が発注する測量業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

定期審査に係る申請は、インターネット上で行う方式が原則ですが、紙の申請書類を提出する方式もあります。

インターネット方式については、測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

書面による競争参加資格申請については、「文書郵送方式」と「文書持参方式」の2つの方法により行います。ただし、共同企業体及び事業組合並びに測量に関する調査研究のみの受注を希望する者は、「文書郵送方式」又は「文書持参方式」のいずれかに限ります。

① 定期審査

書面による申請書類の提出及び受付期間は、平成27・28年度の定期審査にあつては、次の方法により行います。

インターネット方式：申請書受付期間は、平成26年12月1日（月）から平成27年1月15日（木）（受付時間平日9:00～17:00）までの期間とします。

文書郵送方式：申請書受付期間は、平成26年12月1日（月）から平成27年1月30日（金）（当日消印有効）までの期間とします。

※ なお、郵送による場合には、申請書類とCDを必ず書留郵便にて提出してください。

※文書持参方式での受付は行っておりません。

資格の有効期間：資格の認定日（平成27年 4月1日）～平成29年 3月31日

② 随時審査

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（持参又は郵送）を受け付けます。

資格の有効期間：資格の認定日（平成27年 4月1日以降）～平成29年 3月31日

(2) 申請書類の提出先

「国土地理院総務部契約課調査係」が申請書類の提出先となります。また、申請にあたって不明な点がありましたら、同係までご照会してください。

機 関 名	担当課・係名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番	T E L 029-864-4405・6579(ダイヤルイン) 029-864-1111(代) (内線 2454・2455) F A X 029-864-1743 E-mail gsi-kei-chousa=ml.mlit.go.jp (=を@にしてください。)

※国土地理院 本院(つくば市)のみで受け付けております。地方測量部では受け付けておりません。

(3)申請に当たっての注意事項

① 重複申請の無いよう、注意してください。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行ってください。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。持参及び郵送の両方で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※ 当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

② 虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載（特に技術者の人数・経験年数、測量等実績高及び営業所の有無等）をしたり、又は重要な事項の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、当該認定を取り消されることがありますので、十分注意してください。

③ 一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請してください。

④ 申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。

（共同企業体又は事業協同組合で認定を受けるための取消は除く）

なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

4 資格審査

資格審査申請書類が提出されますと、提出書類に基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が国土地理院の「有資格業者名簿」に登録されることとなります。

国土地理院の測量業務の資格審査は、「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」によって定められており、

- ①まず、欠格要件に該当しないことを調査し、
- ②そのうえで、希望する業種ごとに年間平均実績高、有資格者数、営業年数の審査を行い、点数を算出します。
- ③それらの点数を合算した総合点数に基づき、順位付けが行われます。

(1)測量業務種別の区分

国土地理院が設定する測量業務の種別は、次の4種別です。

1) 基準点測量

測量法第4条に定める国土地理院が行う基本測量を実施するために定められた測量作業規程及び第5条に定める公共測量を実施するために定められた国土交通省公共測量作業規程(平成25年 3月29日 国土地発第315号)又はこれと同等以上の作業規程（以下「基本測量等作業規程」という。）に基づいて実施した基準点測量作業(水準測量等を含む。)

2) 写真測量

基本測量等作業規程に基づいて実施された空中写真撮影作業又は空中写真測量（空中三角測量、図化等）による地形図作成作業(地形図修正測量作業及び写真図作成作業を含む。)

3) 地図調製

- ① 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに編集・製図により新しい原図を作成する作業
- ② 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに電子計算機技術等を利用して地図情報を数値化し、数値地図情報を作成する作業
- ③ 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図等をもとにフィルム作成、製版及び印刷等の工程を経て地図を複製する作業

4) 地理調査

- ① 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図、空中写真又は各種資料等を使用して写真判読、写真計測、現地調査等を行い、各種の主題図・報告書等を作成する作業
- ② 基本測量等作業規程に基づき湖沼及び沿岸海域を対象に測深機等を使用して等深線図、海底地形図等を作成する作業

それぞれの内容は下表のとおりです。

業 務 種 別 及 び 業 務 内 容

業務種別	業 務 内 容
基準点測量	基準点測量 水準測量 その他基準点測量全般
写真測量	空中写真撮影 地形図作成及び修正測量 デジタルマッピング 写真図作成 その他写真測量全般
地図調製	地図の編集及び製図 数値地図情報作成(数値化作業を含む。) その他地図調製全般
地理調査	地形、地質及び土地利用等に関する各種主題図(報告書を含む。)の作成及び調査作業 湖沼、沿岸海域の地形図等(報告書を含む。)の作成 その他地理調査全般

(2)総合点数の算定方法

希望する業種ごとに測量の年間平均実績高、自己資本額、測量士・測量士補の数、営業年数について審査を行い客観点数を算定し、主観点数を加算した総合点数に基づき順位付けを行います。

※ 総合点数の算定方法

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

$$\text{客観点数} = (3 \times A + B + 5 \times C + D)$$

- A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)
- B = 自己資本額の点数 (10～30点)
- C = 測量士・士補の数の点数 (10～30点)
- D = 営業年数の点数 (10～30点)

A 年間平均実績高の点数

20億円以上		30点
10億円以上	20億円未満	28点
7億5千万以上	10億円未満	26点
5億円以上	7億5千万円未満	24点
4億円以上	5億円未満	22点
3億円以上	4億円未満	20点
2億円以上	3億円未満	18点
1億円以上	2億円未満	16点
7千5百万円以上	1億円未満	14点
5千万円以上	7千5百万円未満	12点
5千万円未満		10点

B 自己資本額数値の点数（自己資本額／年間平均完成高×100）		
10以上		30点
5以上	10未満	20点
5未満		10点
C 測量士・士補（1年以上の実務経験を有する者）の数の点数（測量士数×5＋測量士補×2）		
330～		30点
295～	329	28点
260～	294	26点
225～	259	24点
190～	224	22点
155～	189	20点
120～	154	18点
85～	119	16点
50～	84	14点
15～	49	12点
	14	10点
D 営業年数の点数		
35年以上		30点
25年以上	35年未満	25点
15年以上	25年未満	20点
5年以上	15年未満	15点
5年未満		10点

主観点数

平成24年度、平成25年度における国土地理院で完成した業務種別ごとの測量作業成績評定表の総評点（実施した作業が2以上あるときはその平均値（小数部分切り捨て））により算定されます。

総評点（平均値）

61点以上	（総評点－60点）×4点	〇〇点
60点		0点
59点以下	総評点－60点	－〇点

5 資格認定の通知

定期審査の場合は、資格審査申請書の受付期限である平成27年 1月30日以降 3月末までに、国土地理院において競争参加資格審査会の審査を経て、有資格業者として認定します。

これらの手続を経た上で認定された一般競争（指名競争）参加資格は、欠格要件に該当しない限り、当該認定のときから平成29年 3月31日までの2年間有効となり、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により各申請者に通知されます。

随時審査の場合も、定期審査と同様の手続により有資格業者が認定され、通知されます。この場合の有効期間は、随時の資格認定のときから平成29年 3月31日までとなります。

6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の事項に該当する場合は、速やかに「**競争契約参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）**」（[18ページ参照](#)）により、国土地理院へ変更等の届出をしてください。

(1) 変更等の届出が必要な場合

有資格業者が下表に掲げる事項に該当する場合には、「**競争契約参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）**」（[18ページ参照](#)）にそれぞれ必要な書類を添付して提出してください。

◎ 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

該 当 事 項	添 付 書 類
① 死亡したとき	住民票の写し等（写しでも可）
② 法人が合併により消滅したとき	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
③ 法人が破産により解散したとき	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
⑤ 測量業を廃業したとき	測量業の廃業等の届出（写しでも可）
⑥ 予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条に該当する者になったとき	なし

◎ 有資格業者が次の事項を変更したとき

	変 更 事 項	添 付 書 類
法 人	① 本店住所	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	② 商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	③ 本店電話番号及びFAX番号	なし
	④ 本店代表者の氏名及び役職 （共同企業体の場合は、代表会社に係る変更に限る。）	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	⑤ 営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの （測量業登録の変更届（写しでも可））
	⑥ 営業所の新設（測量業の登録をしたものに限る。）	営業所の名称、住所等を確認できるもの （測量業登録の変更届（写しでも可））
	⑦ 営業所の閉鎖	なし
	⑧ 技術者経歴書の内容に変更を生じたとき （既提出済の測量士等の実務経験年数（業務種別含む。）の変更はできません。） （技術者経歴書の「実務経験年数」欄は、測量士又は測量士補の資格取得時から審査基準日までの実務経験年数を記載してください。）	【資格取得による技術者の追加の場合】 ○技術者経歴書（様式2） 資格取得による技術者を記入した技術者経歴書の一式（様式2（測量士・測量士補））を提出してください。 ○測量士・測量士補の登録通知書又は登録証明書（写しでも可） 資格取得による技術者分（追加分）のみ添付してください。 ○採用を確認できる書類（社会保険取得届け等（写しでも可）） ただし、それまでに技術者経歴書（様式2）を提出していない者に限る。 【採用等による技術者の追加の場合】 ○技術者経歴書（様式2） 採用等による技術者を記入した技術者経歴書の一式（様式2（測量士・測量士補））を提出してください。 ○採用を確認できる書類（社会保険取得届け等（写しでも可）） 採用等による技術者分のみ添付してください。 ○測量士・測量士補の登録通知書、登録証明書又は名簿記載事項変更届（写しでも可） 採用等による技術者分のみ添付してください。

		<p>注 様式2は国土地理院ホームページ(http://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/H27_28-shikaku-shinseisyo.htm)からダウンロードし、追加する技術者分のみ記載し、提出してください。合計表は不要です。</p> <p>【退職等による技術者の削除の場合】 ○退職を確認できる書類（社会保険喪失届け等（写しでも可）） <u>退職等による技術者分のみ添付</u>してください。</p>
	⑨ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	様式特2を提出してください。
個人	① 住所	住民票の写し（写しでも可）
	② 氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	③ 電話番号及びFAX番号	なし
	④ 技術者経歴書の内容に変更を生じたとき （既提出済の測量士等の実務経験年数（作業種別含む。）の変更はできません。）	上記法人と同じ
	⑤ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	様式特2を提出してください。

※ 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※ 市町村合併に伴う住所等の変更届は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月以内のものを有効とします。

※ 測量士・測量士補資格について不明な点は、

国土地理院 総務部総務課 試験登録係 (029-864-4151・4265 (ダイヤルイン))

に照会してください。

(2) 変更届の提出方法

郵送又は持参にて提出してください。

機 関 名	担当課・係名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番	TEL 029-864-4405(ダイヤルイン) 029-864-6579(ダイヤルイン) 029-864-1111(代) (内線 2454・2455) FAX 029-864-1743 E-mail gsi-kei-chousa=ml.mlit.go.jp (=を@にしてください。)

(3) 変更届の様式（次ページ参照）

(用紙A4)

競争契約参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等)

平成 年 月 日

国土地理院長 殿

登録部局名
登録業務種別名
資格決定通知書の
交付年月日・番号
住 所

国土地理院

平成 年 月 日
第 号
〒

商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

第4 申請書及び作成の方法

1 会社・個人営業所の場合

申請にあたっては、必ず「登録申請前の確認（欠格要件）」（6ページ参照）及び「申請に当たっての基本的注意事項」（9ページ参照）を確認してください。

1 提出書類

	申請書類名	様式番号	留意事項
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1 様式1-2 様式1-3	
	② 技術者経歴書(合計/測量士/測量士補)	様式2	
	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は常時契約を締結する営業所で、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限る。
	④ 業態調書(測量)	様式特1 様式特2	
添付書類	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください。</u> (<u>定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。</u>)
	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限りです。 ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>
	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書(<u>定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。</u>)
	⑧ 納税証明書その3等(写し)	—	○ 申請日直前1年間における法人税(法人の場合)、申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書(<u>11ページ参照</u>) ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>
	⑨ 委任状(正)	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。

○ 上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための官製葉書又は52円切手を貼った葉書1通(申請者の住所等が記載されているもの)が必要となります。

○ 次に該当する場合には、申請書類の一部が異なりますので、次に記載したページを必ず確認して下さい。

共同企業体	第4 申請書及び作成の方法、2 共同企業体の場合 (<u>35ページ</u>)
事業協同組合	第4 申請書及び作成の方法、3 事業協同組合の場合 (<u>38ページ</u>)

2 提出書類の様式及び記載（入力）要領

○ 動作環境等

動作環境等

パソコン：PC/AT互換機
OS：Windows 8、7、Vista
アプリケーション：Excel 97/2000/2002/2003/2007

推奨環境等

パソコン：PC/AT互換機
OS：Windows 8、7、Vista
アプリケーション：Excel 2007

○ 入力にあたっての注意事項等

- ・ 入力箇所は白抜きになっています。また、**「TAB」**キーで、入力箇所へカーソルが移ります。
- ・ 誤って入力した箇所は、**「Delete」**キーでデータを消去してから、再度入力しなおしてください。
- ・ 特別な指示がない限り、漢字・ひらがな・カタカナは全角文字で、英数字・記号は半角文字で入力、年月日を入力する欄は半角英数字を使い西暦で入力してください。
(例) 平成27年1月1日 → 2015/01/01
- ・ 様式上「※」に該当する項目や、黄色で塗りつぶしてあるところは、入力する必要はありません。また、フォーマットの作り替え等の加工はしないでください。

○ 入力要領

CDの申請書類は、次の要領にそって、間違いのないように入力してください。

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) (様式1)

(様式1-1)

- ① この申請者は、本社(本店)で作成してください。したがって、申請者は本社(本店)の代表者となりますので、出力した申請書に代表者の印鑑で必ず押印してください。
- ② 「05 適格組合証明」欄
 - ・ 「官公費についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律97号)」第2条第1項第4号に該当する事業協同組合のみチェックボックスをクリックしてください。
- ③ 申請年月日 : 半角英数字 10文字以内
 - ・ 提出年月日(送付年月日)を入力してください。
(例) 平成27年1月4日 → 2015/01/04
 - ・ 本欄を入力しないと様式2(技術者経歴書)の経験年数が入力できませんのでご注意ください。
- ④ 「06 本社(店)郵便番号」欄 : 半角英数字 8文字以内
 - ・ 「000-0000」のように「- (ハイフン)」で区切り、7桁の数字を入力してください。
- ⑤ 「07 本社(店)住所」欄 : 全角文字 45文字以内
「フリガナ」欄 : 全角カタカナ54文字以内
 - ・ 登記簿上の本社(店)の住所を必ず県名から入力してください。
 - ・ フリガナは、市町村単位までとし、また、「丁目」「番地」の文字は「- (ハイフン)」を用いて入力することにより省略してください。
- ⑥ 「08 商号及び名称」欄 : 全角文字 45文字以内
「フリガナ」欄 : 全角カタカナ54文字以内
 - ・ 登記簿上の名称を入力してください。
 - ・ また、株式会社等法人の種類を表す文字は下記の略号を用いることとし、全角文字として入力して下さい。(『(』『』)をそれぞれ全角の一文字として入力して下さい。)なお、株式会社等法人の種類を表す略号については、フリガナは入力しないで下さい。

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)
協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)
有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)
公益社団法人	(公社)						

- ⑦ 「09 役職」欄 : 全角文字 12文字以内
「代表者氏名」欄 : 全角文字 16文字以内
「フリガナ」欄 : 全角カタカナ22文字以内
・ 「代表者氏名」(フリガナを含みます。)については、姓と名前との間は全角1文字分あけて入力してください。なお、代表者の役職については、フリガナの入力は不要です。
- ⑧ 「10 担当者氏名」欄 : 全角文字 16文字以内
「フリガナ」欄 : 全角カタカナ22文字以内
「11 本社(店)電話番号」欄 : 半角英数字 14文字以内
「12 担当者電話番号」欄 : 半角英数字 14文字以内
「内線番号」欄 : 半角英数字 5文字以内
(内線がない場合は入力不要です)
「13 本社(店)FAX番号」欄 : 半角英数字 14文字以内
・ 「担当者」については、申請者の職員のうち申請内容を把握している方(当方からの、申請内容についての質問に答えられる方)の氏名及び電話番号を入力してください。
・ 「11 本店電話番号」欄及び「13 本店FAX番号」欄については、市外局番、市内局番及び番号との間は「-(ハイフン)」で区切り、数字を入力してください。
- ⑨ 「15 電子入札用ICカードの登録番号」欄 : 半角英数字 16文字
・ 国土交通省の電子入札システムに登録された企業ID(複数ある場合には代表的なもの(常時、指名通知等を受けるもの)を1つ)を記入してください。
※ 企業ID : 国土交通省の電子入札システムの利用者登録をしたときにシステムから割り振られる「9」で始まる16桁の数字をいいます。
確認方法は次のURLを参照してください。
<http://www.e-bisc.go.jp/>
・ 電子入札用ICカードを持っていない場合には、記載しないでください。
- ⑩ 「16 申請代理人」欄
「申請代理人郵便番号」 : 半角英数字 8文字以内
・ 「000-0000」のように「-(ハイフン)」で区切り、7桁の数字を入力してください。
「申請代理人住所」 : 全角文字 45文字以内
「申請代理人氏名」 : 全角文字 13文字以内
「申請代理人電話番号」 : 半角英数字 14文字以内
・ 行政書士等が代理申請する場合にのみ記載してください。
・ 代理申請する場合、押印については本欄に押印すれば足り、「09 代表者氏名」欄への押印は不要です。
※ 申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。
※ 本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付してください。

⑪ 「17 登録を受けている事業」

「登録番号」欄

: 半角数字 5文字以内
(例) 第(05)-100号 → 100

「登録年月日」欄

: 半角英数 10文字以内
(例) 平成19年1月1日 → 2007/01/01

- ・ 「17 登録を受けている事業」欄については、測量業者の区分に測量法第55条の5による登録番号及び年月日を入力してください。また、登録番号は「(〇〇)」数字を除く数字(5桁以内)を入力してください。「第」、「号」及び「(〇〇)」は入力不要です。
- ・ なお、測量業以外の登録番号等については入力する必要はありません。

(様式1-2)

① 「18 測量等実績高」の「①競争参加希望業種区分」欄

「基準点測量」「写真測量」「地図調製」「地理調査」におけるそれぞれの測量業務種別資格基準(7ページ参照)を満たした上で、登録を希望するものは、〇印を選択してください。

② 「18 測量等実績高」の「②直前2年度分決算」欄及び「③直前1年度分決算」欄は、次によって入力してください。なお、金額は税抜き額としてください。

- ・ 「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」

年月入力欄

: 半角英数 10文字以内
(例) 平成24年1月1日 → 2012/01/01

- ・ 「②直前2年度分決算」金額欄 (a)～(e)、(g)

: 半角数字 11桁以内

- ・ 「③直前1年度分決算」金額欄 (a)～(e)、(g)

: 半角数字 11桁以内

※ それぞれの業種区分に実績高として計上できるのは、下の表に掲げる測量作業(業種区分毎の測量に関する調査研究も含む。)です。

また、複数の測量作業種別が1つの契約となっているものについては、該当する測量作業種別に案分して記載してください。

※ 「②直前2年度分決算」欄及び「③直前1年度分決算」欄に、財務諸表類の損益計算書の「完成測量高」の金額のうち、それぞれの業種区分に係る実績高(金額)を入力してください。

また、決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ(半期決算の場合は両方)に入力してください。

※ 「②直前1年度分決算」とは、申請日において確定した決算を含む過去1年間の決算をいい、「③直前2年度分決算」とは、「②直前1年度分決算」の前の決算をいい、「④直前の2年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除した額(四捨五入)をそれぞれいいます。

また、定期審査の場合及び随時審査の場合においても、決算時期の取扱いは同じです。

<希望業種区分の実績高として計上できる測量作業の内容>

業種区分	作業内容
基準点測量	測量法(昭和24年法律第188号)第4条に定める国土地理院が行う基本測量を実施するために定められた測量作業規程及び第5条に定める公共測量を実施するために定められた国土交通省公共測量作業規程(平成25年3月29日国土地理院第315号)又はこれと同等以上の作業規程(以下「基本測量等作業規程」という。)に基づいて実施した基準点測量作業(水準測量等を含む。)
写真測量	基本測量等作業規程に基づいて実施された空中写真撮影作業又は空中写真測量(空中三角測量、図化等)による地形図作成作業(地形図修正測量作業及び写真図作成作業を含む。)
地図調製	基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに編集・製図により新しい原図を作成する作業 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに電子計算機技術等を利用して地図情報を数値化し、数値地図情報を作成する作業 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図等をもとにフィルム作成、製版及び印刷等の工程を経て地図を複製する作業
地理調査	基本測量等作業規程に基づき作成された地形図、空中写真又は各種資料等を使用して写真判読、写真計測、現地調査等を行い、各種の主題図・報告書等を作成する作業

- ⑨ 「19 有資格者数」欄 : 半角数字 3桁以内
申請日に在職する技術者について、審査基準日時点における測量士(補)及び技術士の実人数を、入力してください。
 ※ 測量士・土補両方の資格を有している場合は、測量士に計上してください。
 ※ 測量士と技術士、測量士補と技術士の両資格を有している者については、重複して計上して差し支えありません。
- ⑩ 「20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄は、入力不要です。

(様式1-3)

- ① 「21 自己資本額」欄 : 半角数字 11桁以内
 「直前決算時」の欄については、申請しようとする日の直前の決算で次により金額のみ入力してください。「, (カンマ)」は必要ありません。
 (イ)「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)
 外資系企業の場合には、「① 株主資本」の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載する。
 組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。
 (ロ)「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載する。
 (ハ)「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載する。
- ② 「25 外資状況」欄については、次のように入力してください。
 外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合には、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)欄の「○」印を選択してください。
 「国名」欄 : 全角文字 10文字以内
 「外資比率」欄 : 半角数字 2桁以内
 []内に外国名を、()内に当該国の資本比率をそれぞれ入力してください。
 なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- ③ 「26 営業年数等」の年月日入力項目 : 半角英数 10文字以内
 (例)平成27年1月1日 → 2015/01/01
 (イ)「①創業」欄には、測量業に係る事業の開始日を記載する。
 (ロ)「②休業期間又は転(廃)業期間」欄には、休業期間又は転(廃)業期間がある場合のみ記載する。
 (ハ)「④資格審査基準日」欄には、申請する日の直前の事業年度終了日を記載する。
 (ニ)「⑤営業年数」欄には、測量業に係る事業の開始日から申請する日の直前の事業年度終了日(②休業期間又は転(廃)業期間は除く。)までの営業年数を満年数(1年未満の端数は、これを切捨てます。)で入力してください。
 ※ 組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の営業年数をとることができる。
 ※ 吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。
- ④ 「27 常勤職員の数」欄 : 半角数字 5桁以内
 次により人数のみ入力してください。「, (カンマ)」は必要ありません。
 「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請日に在職する社員で、審査基準日において

常時雇用している従業員のうち専ら測量業務に従事している職員を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員を入力し、「⑤役員等」欄には、常勤役員の数を入数で入力してください。また、「④計」欄は自動計算のため入力不要です。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること、等）を有することをいうので注意してください（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含みません。）。

※ あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないでください（「19 有資格者数」欄も同様です。）。

※ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります（取消しに至らない場合でも指名停止措置をとることがあります）ので、注意してください。

（参考）一般社団法人等における自己資本額

一般社団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

	区分	直前決算時 (千円)
自己資本額	(うち外国資本)	(1)
	①株主資本	
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
	④計	(4)

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		資本金	
(2)	(4) - (1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記（1）において、一般社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

(2) 技術者経歴書（様式2／合計）

この様式は、自動計算されるため入力不要です。

(3) 技術者経歴書（様式2／測量士・測量士補）

この様式は、申請日に在職する技術者について記載して下さい。定期審査及び随時審査のいずれも在職する技術者全ての状況を入力し、「業務種別ごとの実務経験年数」欄は、測量士又は測量士補の資格取得から審査基準日（申請日の直前の事業年度の終了日）までの実務経験年数を入力してください。

① 技術者経歴書は、測量士・測量士補ごとに別シートへ入力してください。また、測量士と測量士補の両方の資格を有する者については、測量士のみ入力してください。

*ただし、実務経験年数1年未満の場合は、有資格業者名簿に反映されないため、測量士実務経験1年未満の者のうち、測量士補の資格を有し、かつ測量士補の実務経験年数が1年以上の者は、測量士補にも記載できるものとする。

② 常勤の者のみ入力してください。

「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意してください（休

日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含みません。)

※ あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないでください。

※ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります(取消しに至らない場合でも指名停止措置をとることがあります)ので、注意してください。

- ③ 「氏名」欄 : 全角文字 16文字以内
「フリガナ」欄 : 全角カタカナ15文字以内
- ④ 「名称」欄 : 全角文字 6文字以内
「登録番号」欄 : 半角英数字 9文字以内
(例) H2-1234 S, Hは大文字
「登録年月日」欄 : 半角英数字 10文字以内
(例) 平成2年10月 1日 → 1990/10/01

「法令による免許等」の欄には、測量士又は測量士補の登録番号及び登録年月日を入力してください。 当該測量士又は測量士補が技術士(建設部門、情報工学部門、応用理学部門、地質調査及び総合技術監理部門に限る。)の資格を有する場合には、次の行に「氏名」欄から「法令による免許等」欄までのみを入力してください。

- ⑤ 「業務種別ごとの実務経験年数」欄 : 半角数字 3桁以内
- それぞれの業務種別について、測量士の資格取得から審査基準日まで(測量士補である場合は測量士補の資格取得から審査基準日まで)の実務経験年数を入力してください。
なお、実務経験年数が1年未満(数ヶ月)の者は、名簿の技術者数にカウントされませんので実務経験年数は空欄にしてください。
 - また、実務経験年数が無い(未経験)場合及び技術士の場合についても、実務経験年数欄は空欄のままにしてください。
 - 審査基準日以後の実務経験年数は対象となりません。
 - 審査基準日以後に測量士又は測量士補となった者については登録はできますが、その者の実務経験年数は対象になりませんので、この場合には、実務経験年数欄は空欄にしてください。

※ 実務経験年数は、定期審査又は随時審査のいずれの場合でも、測量士又は測量士補の資格取得から審査基準日までの実務経験年数ですので、ご注意ください。

(例1) 実務経験年数の合計が1年6月の場合 (例2) 実務経験年数の合計が1年未満の場合
主に経験した作業種別に1を入力 空欄
6月は切捨て

なお、「有資格者名簿」登録後に作業種別ごとの実務経験年数を変更することはできませんので、年数の入力にあたっては、十分に注意してください。

また、希望業種区分以外の実務経験を有する場合についても、もれなく入力して下さい。

- ⑥ 「TECRIS技術者ID」欄 : 半角英数字 10桁以内
TECRISに登録されている技術者について、TECRIS技術者IDを入力してください。

- ⑦ 技術者が1シート(10人分)を超える場合は、次のシートに引き続き入力してください。

なお、測量士・士補資格について不明な点は

国土地理院 総務部総務課 試験登録係 (029-864-4151・4265 (ダイヤル))

に照会してください。

(4) 営業所一覧表 (様式3)

この様式は、申請日現在の状況で入力してください。

- ① 「番号」欄 : 入力不要です。
- ② 「営業所名称」欄 : 全角文字 25文字以内
本社(店)は、入力する必要はありません。
続いて、国土地理院と常時契約を締結する支店等営業所で測量法に基づく登録を行っているところ(測量法第55条及び第55条の13)の名称を北から順に入力してください。
- ③ 「郵便番号」欄 : 半角英数字 8文字以内
「000-0000」のように「- (ハイフン)」で区切り、7桁の数字を入力してください。
- ④ 「登録番号」
単体の本店、共同企業体の構成員の本店、事業協同組合の組合員の本店のみ記入してください。
- ④ 「所在地」欄 : 全角文字 50文字以内
支店等営業所の所在地を必ず県名から入力してください。また、「丁目」及び「番地」の文字は「- (ハイフン)」を用いて入力することにより省略してください。
- ⑤ 「電話・FAX番号」欄 : 半角英数字 14文字以内
上段に電話番号、下段にFAX番号を入力してください。
市外局番、市内局番及び番号について、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() を用いず入力してください。
- ⑥ 本表が一枚(10営業所)で入力できない場合は、次のシートに引き続き入力してください。

(5) 業態調書

(様式特1)

この様式は、「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) における会社コード」欄に企業IDを入力して下さい。(TECRISに登録をしている場合のみ入力)

: 半角英数字8桁又は10桁

- ※ 企業IDがわからない場合は、以下の問い合わせ先に確認して下さい。
(一財) 日本建設情報総合センター [JACIC] 内
コリンズ・テクリスセンター <http://ct.jacic.or.jp/>
テクリス問い合わせ担当 TEL: 03-3505-0440

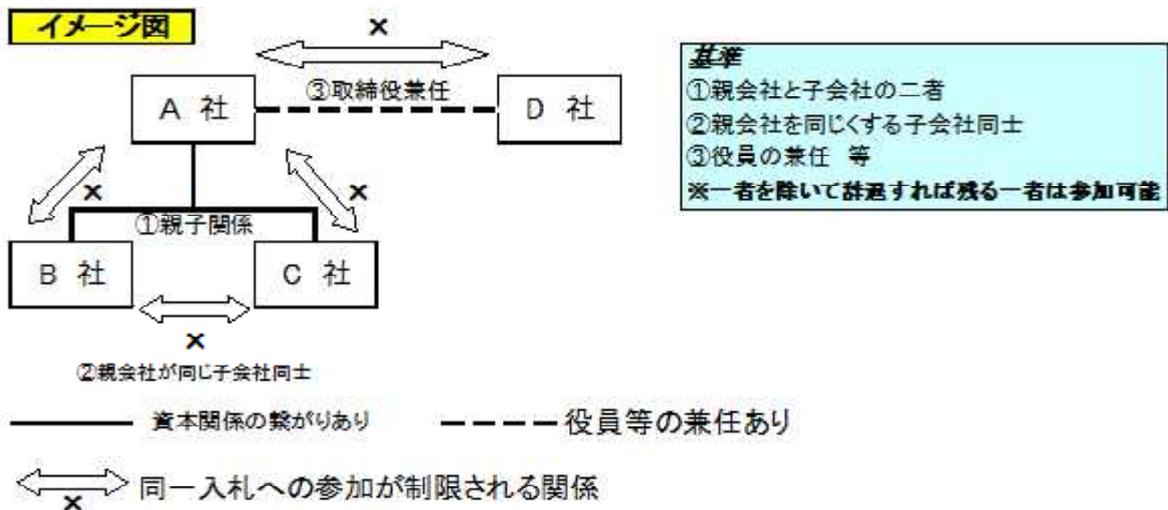
(様式特2)

この様式は、申請日現在の状況で入力してください。

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしていることから、当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社に関する事項(会社法人等番号、商号名称、本店住所等)
- 申請者の子会社に関する事項(会社法人等番号、商号名称)
- 申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)

※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。



【同一入札への参加が制限される場合】

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及第4号に規定する親会社・子会社を言います。

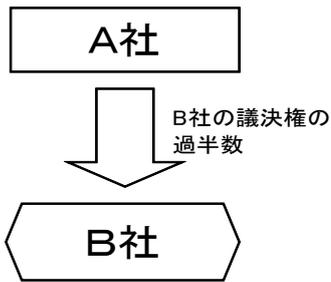
・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社

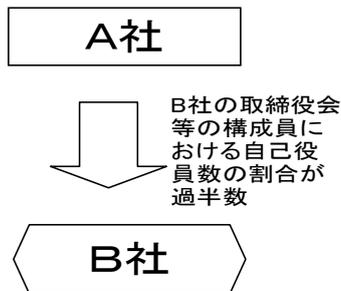
会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

第2条第4号 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。



A社は、B社の「親会社」
B社は、A社の「子会社」



ケース I

(業態調書に記入する対象会社)

ケース I における業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄には何も記入しません。

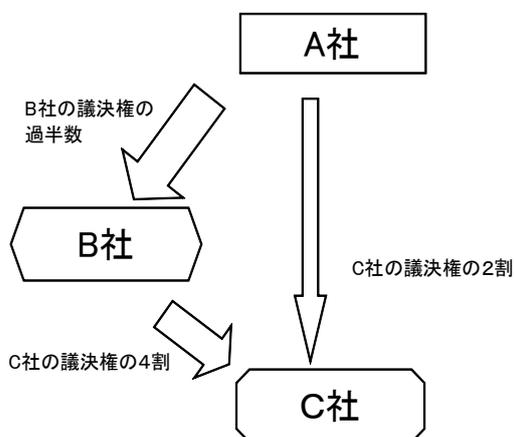
上記を表にまとめると、次のようになります。

※以下、ケースII、ケースIIIの表も同様の意味です。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社
B社	A社	—

※親会社は業種を問わず

記載の対象となります。

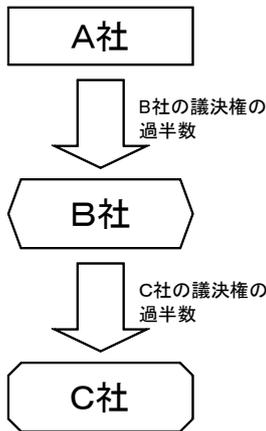


B社は、A社の「子会社」であり、
親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

ケースⅡ

(業態調書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

ケースⅢ

(業態調書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号及び第4号の親会社・子会社があれば、記入してください。また、親会社が3社以上ある場合には、関係が近いもの（ケース1）から2社を記入してください。記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんので注意してください。

○役員の変義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された 管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ⑤ 財団法人等における理事長

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含まれません。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に委員会等設置会

社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

- ① 「受付番号・業者コード」欄
記入不要
- ② 「該当の有無について」欄
該当する項目に「レ」を付してください。
該当する者が無い場合には、「無」に「レ」を付してください。
- ③ 「申請者－会社法人等番号」欄
登記事項証明書に記載されている申請者の会社法人等番号を記入してください。個人で会社法人等番号がない場合は記入不要です。
- ④ 「親会社」欄
申請者の親会社について記入する。
※親会社は業種を問わず記載の対象となります。
※親会社が3社以上ある場合には、近いもの（会社法第2条第4号の親会社を優先）から2社を順番に記入してください。**記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんので注意してください。**
※該当する親会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。
- ⑤ 「親会社－会社法人等番号」欄
登記事項証明書に記載されている親会社の会社法人等番号を記入する。
- ⑥ 「親会社－本社(店)電話番号(代表)」欄
親会社の代表の電話番号を記入する。
左詰めで記載。
市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- ⑦ 「親会社－更生会社・再生手続き中の会社」欄
当該親会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「再生手続き中の会社」という。）である場合には、「○」印を付す。
- ⑧ 「親会社－商号又は名称」欄
※該当する親会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。
親会社の商号又は名称を記入する。
左詰めで記載。
株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、3文字として記入する（『（ 』、『 ）』をそれぞれ一文字として記入する。）。

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)
協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)
有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)
公益	(公社)						

外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。

⑨ 「親会社—本社(店)住所」欄

左詰めで記載。

丁目、番地は、「— (ハイフン)」により省略して記載する。

外国事業者が申請する場合には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

⑩ 「子会社」欄

申請者の子会社について記入する。

※国土地理院が発注する測量業務の業種区分・業種内容を営む者を記載の対象とする。

※ただし、有資格業者であるかを問わない。

※子会社が2以上ある場合には、近いものから20社を順番に記入してください。記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんので注意してください。

※更生会社又は再生手続き中の会社は記入の対象外であるため、記載しないこと。(ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。)

※該当する子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。

⑪ 「子会社—会社法人等番号」欄

登記事項証明書に記載されている子会社の会社法人等番号を記入する。

⑫ 「子会社—商号又は名称」欄

※該当する子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。

子会社の商号又は名称のうち、初めから40文字分のみを記入する。

株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社—商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入する(『(』、『)』をそれぞれ一文字として記入する。)

⑬ 「役員の兼任」欄

申請者の役員のうち、国土地理院が発注する測量業務の業種区分・業種内容を営む者(ただし、有資格業者であるかは問わない。)の役員を兼任している役員(以下「兼任役員」という。)について記入する。

※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記載しないこと。(ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。)

※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。

※役員の兼任が1人以上ある場合には、近いものから10人を順番に記入してください。記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんので注意してください。

⑭ 「役員の兼任—役職名」欄

兼任役員の申請者における役職を記入する。

「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「理事長」のいずれかを記入する。

※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」

※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。

※「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。

⑮ 「役員の兼任—氏名」欄

※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。

兼任役員の氏名を記入する。

左詰めで記載。氏名については、姓と名前との間は1文字あけること。

⑯ 「役員の兼任－兼任先の会社法人等番号」欄

兼任役員の兼任先の会社法人等番号（登記事項証明書に記載されているもの）を記入する。

⑰ 「役員の兼任－兼任先の商号又は名称」欄

兼任役員の兼任先の商号又は名称のうち、**初めから40文字分のみ**を記入する。

左詰めで記載。

株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入する（『(』、『)』をそれぞれ一文字として記入する。）。

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)
協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)
有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)
公益社団法人	(公社)						

外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。

⑱ 「役員の兼任－兼任先での役職」欄

兼任役員の兼任先における役職を記入する。

「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「理事長」のいずれかを記入する。

※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」

※ 「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。

※ 「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。

その他

提出後に変更があった際には、速やかに変更事項を提出すること。

共同企業体及び事業協同組合の場合には、構成員ごとに提出すること。

2 共同企業体の場合

共同企業体とは、優良な中小・中堅測量業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。国土地理院では、中小・中堅測量業者の保護・育成の観点から、共同企業体の競争参加資格を認めています。

申請の際には、第3「登録申請の手順」、第4の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、下記注意事項も厳守してください。

- ① 構成員の出資割合等を定めた共同企業体協定書を締結していること。
- ② 構成員の数は、3社以内です。

1 申請書類の提出方法

第3の3 (12ページ) を参照のこと。

2 提出書類

「※」印を付したものが、「共同企業体」及び「構成員」分で必要となる申請書類です。

	申請書類名	様式番号	留意事項	共同企業体	構成員
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1		※	※
		様式1-2		※	※
		様式1-3		※	※
	② 技術者経歴書(合計/測量士/測量士補)	様式2		※	※
添付書類	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は常時契約を締結する営業所で、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限る。	※	※
	④ 業態調書(測量)	様式特1 様式特2		※	※
	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください。(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>	—	※
添付書類	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限り ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>	—	※
	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、申請する日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書(<u>定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。</u>)	—	※

	申請書類名	様式番号	留意事項	共同 企業体	構成員
添 付 書 類	⑧ 納税証明書その3等（写し）	—	○ 申請日直前1年間における法人税（法人の場合）、申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書 <u>（11ページ参照）</u> ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください（定期審査、随時審査においても扱いは同じです。）</u> 。	—	※
	⑨ 共同企業体協定書（写しでも可）	—	○ 申請者が「共同企業体」である場合に限ります。 ○ 共同企業体の名称は、その構成員の会社名等を使用し、簡潔な名称としてください（株式会社、コンサルタント等は省略してください。）。	※	—
	⑩ 任意集計表	—	○ 申請者が「共同企業体」である場合に限ります。 ○ 「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成してください。	※	—
	⑪ 委任状（正）	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。	※	※

○ 上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための官製葉書又は52円切手を貼った葉書1通（申請者（代表会社）の住所等が記載されているもの）が必要となります。

○ 提出書類は、上記の表のとおりですが、「共同企業体」分の申請書等（CDを含む。）1部、各構成員の個々の申請書等（CDは不要です。）を各1部ずつ提出してください。

3 提出書類の様式及び記載方法における留意事項

申請の際には、第4の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、共同企業体分の申請書の記載にあたっては、下記の主な注意事項にも留意してください。

（様式1-1）

- ・ 「商号又は名称」欄は、共同企業体の名称を記載してください。
- ・ 「役職」、「代表者氏名」は、共同企業体の代表者氏名を記載してください。
- ・ 「印」は、共同企業体の代表者印を押印してください。
- ・ 「登録番号」、「登録年月日」は、空欄にしてください。

（様式1-2）

- ・ 「測量等実績高」は、各構成員分の合計を記載してください。

（様式1-3）

- ・ 「営業年数」は、各構成員の平均値（1年未満切捨）を記載してください。
- ・ その他の項目は、各構成員分の合計を記載してください。（様式2）
- ・ 各構成員の測量士、測量士補を記載してください。

(様式3)

- ・ 共同企業体の本店（代表会社分であり様式1－1に入力すると自動的に入力されます。）のほか、各構成員の本店、営業所を記載してください。

(様式特1)

- ・ 「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）における会社コード」は、空欄にしてください。

(様式特2)

- ・ 構成員分をそれぞれ作成してください。

(任意集計表)

- ・ 「様式1－2」、「様式1－3」、「様式特1」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。

(共同企業体協定書)

- ・ 共同企業体協定書は経常建設共同企業体協定書（甲型）を参照してください。
（参考） <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kyoudou/index.html>

3 事業協同組合の場合

国土地理院では、中小・中堅測量業者の受注機会の確保を図る観点から事業協同組合の競争参加資格を認めています。

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため総合点数の特例計算が定められています。

この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することになっております。

また、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

申請の際には、第3「登録申請の手順」、第4の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、下記注意事項も厳守してください。

○ 事業協同組合の特例扱いの審査対象者となれる者（総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合）

- ① 当該組合の組合員であること。
- ② 組合又は組合員が第3-1の欠格要件①～⑤に該当する場合は、資格審査申請書を提出できません。
- ③ 特例計算の対象となる組合員の数は、10社以内です。

1 申請書類の提出方法

第3の3 (12ページ) を参照のこと。

2 提出書類

「※」印を付したものが、「事業協同組合」及び「審査対象となる組合員」分で必要となる申請書類です。

	申請書類名	様式番号	留意事項	事業協同組合	審査対象となる組合員
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1	-----	※	※
		様式1-2		※	※
		様式1-3		※	※
	② 技術者経歴書(合計/測量士/測量士補)	様式2		※	※
添付書類	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は常時契約を締結する営業所で、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限る。	※	※
	④ 業態調書(測量)	様式特1	-----	※	※
		様式特2			※
添付書類	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください。(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>	※	※
	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限り ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)</u>	※	※

申請書類名		様式番号	留意事項	事業協同組合	審査対象となる組合員
添付書類	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、申請する日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	※	※
	⑧ 納税証明書その3等(写し)	—	○ 申請日直前1年間における法人税(法人の場合)、申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書(11ページ参照) ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	※	※
	⑨ 官公需適格組合証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が事業協同組合である場合に限りします。	※	—
	⑩ 事業協同組合定款等(写しでも可) 事業協同組合役員・組合員名簿	—	○ 申請者が事業協同組合である場合に限りします。(組合員名簿については11ページ参照)	※	—
	⑪ 任意集計表	—	○ 申請者が「特例を希望する事業共同組合」である場合に限りします。 ○ 「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、各組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成してください。	※	—
	⑫ 委任状(正)	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。	※	※

「※」印を付したものが、「事業協同組合」及び「特例対象となる組合員」分で必要となる申請書類です。

- 上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための官製葉書又は52円切手を貼った葉書1通(申請者(代表会社)の住所等が記載されているもの)が必要となります。
- 提出書類は、上記の表のとおりですが、「事業協同組合」分の申請書等(CDを含む。)1部、特例を希望する場合には、さらに審査対象となる各組合員の個々の申請書等(CDは不要です。)を各1部ずつ提出してください。

3 提出書類の様式及び記載方法における留意事項

申請の際には、第4の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、事業協同組合分の申請書の記載にあたっては、下記の主な注意事項に留意してください。

(様式1-1)

- ・ 「商号又は名称」欄は、事業協同組合の名称を記載してください。
- ・ 「役職」、「代表者氏名」は、事業協同組合の代表者氏名を記載してください。
- ・ 「印」は、事業協同組合の代表者印を押印してください。

(様式1-2)

- ・ 特例扱いを希望する場合には、「測量等実績高」は、審査対象となっている組合員の合計を記載してください。

(様式1-3)

- ・ 特例扱いを希望する場合には、「営業年数」は、審査対象となっている組合員の平均値（1年未満切捨）を記載してください。
- ・ その他の項目は、審査対象となっている組合員の合計を記載してください。

(様式2)

- ・ 特例扱いを希望する場合には審査対象となっている組合員の測量士、測量士補を記載してください。

(様式3)

- ・ 特例扱いを希望する場合は、組合の事務所及び組合員の本店を記載してください。

(様式特1)

- ・ 「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）における会社コード」は、空欄にしてください。

(様式特2)

- ・ 事業協同組合に属する全ての組合員についてそれぞれ作成してください。

(事業協同組合役員・組合員名簿)

- ・ 「事業協同組合役員・組合員名簿」については、11ページの様式を参考に作成してください。
- ・ 特例対象となる組合員だけでなく、事業協同組合に属するすべての組合員について記載してください。
- ・ 事業協同組合における平成27・28年度の資格審査の認定後に、当該事業協同組合の組合員に変更（新規加入、脱退）が生じた場合には、必ず変更後の「事業協同組合役員・組合員名簿」を提出してください。

(任意集計表)

- ・ 特例扱いを希望する場合には、「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、特例対象となっている組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。